

市外へ転出される方へ

筑西市で転出の手続き後に、**新住所地**で転入の手続きをしてください。
※住み始めた日から14日以内に転入の届出をしてください。

〈転入手続きに必要なもの〉

- ・転出証明書
 - ・届出人の印鑑と身分証明書
 - ・外国人住民の方は在留カード等
 - ・通知カード又はマイナンバーカード
 - ・住民基本台帳カード(お持ちの方)
- ※詳しくは転入地市町村にお問い合わせください。

確認欄	項目	筑西市での手続き	新しい住所地での手続き
	市民カード 印鑑登録証	『市民カード・印鑑登録証』を返却してください。	必要な方は改めて登録の手続きをしてください。
	通知カード	筑西市での手続きはありません。	カードの券面事項更新の手続きをしてください。
	マイナンバー(個人 番号)カード 住基カード	筑西市での手続きはありません。 ※マイナンバーカードの申請をされ、まだカードを受け取っていない方は、転出手続前にご確認ください。	カードの継続利用及び券面事項更新の手続きをしてください。 ※注 転入日(新住所に異動した日)から14日以内に転入の手続きをされない場合、 マイナンバーカード及び住基カードは失効となりますのでご注意ください。 カード申請中の方は、転入後に再度申請が必要です。
	海外へ転出	1年以上滞在される方は、転出の手続きをしてください。	帰国後、パスポートをお持ちになり転入手続きをしてください。 ※ 必要に応じて戸籍謄本、附票をお持ちください。
	国民健康保険	医療保険課にお立ち寄りください。	転入後、改めて加入の手続きをしてください。
	国民年金	筑西市での手続きはありません。 ※海外へ転出の場合はお立ち寄りください。	年金手帳もしくは年金証書、印鑑をお持ちになり手続きをしてください。 厚生年金から国民年金へ切替の方は「退職証明書」をお持ちください。
	後期高齢医療	医療保険課にお立ち寄りください。	負担区分証明書、印鑑をお持ちください。
	マル福医療	医療保険課にお立ち寄りください。 必要に応じて「所得証明書」を取得してください。	保険証、受給者証交付状況証明書又は所得証明書、印鑑をお持ちください。
	児童手当	こども課にお立ち寄りください。 必要に応じて「所得証明書」を取得してください。	保険証、所得証明書、印鑑をお持ちください。
	介護保険	介護保険課にお立ち寄りください。	受給資格証明書をお持ちください。
	原付自転車等	廃車の手続きが必要です。 ※詳しくは課税課までお問い合わせください。	廃車証明、印鑑をお持ちください。
	上下水道	お客さまセンター (Tel.22-0505) へご連絡ください。	上下水道担当課へご連絡ください。
	公立小中学校	学校から「在学証明書」、「教科書無償給与証明書」を受け取ってください。	必要書類と印鑑を持参のうえ、教育委員会で手続きをしてください。

問合せ先	本庁 0296-24-2111 川島出張所 28-0217 関城支所 37-6111 明野支所 52-1111 協和支所 57-2511
------	--